

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 3 日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
国土交通大臣認可水道事業者
国土交通大臣認可水道用水供給事業者
（各地方整備局等水道担当経由） } 御中

国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業における上下水道 DX 推進事業
事前協議について（依頼）

水道行政並びに水道事業の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、先端技術の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、平成 30 年度より実施していた「水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）に引き続き、「上下水道 DX 推進事業」（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業）による財政支援を実施いたします。

この上下水道 DX 推進事業については、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の運用について」の中で、事前協議を必要としているところです。「上下水道 DX 推進事業」（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業）の新規採択を目指す水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、下記内容に従い、事前協議を行うようお願いいたします。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管内の都道府県知事認可水道事業者（簡易水道事業者を含む）等への情報提供をあわせてお願い申し上げます。

記

1. 水道情報活用システム導入支援事業について

水道情報活用システムの導入事業の新規採択を目指す水道事業者等におかれましては、事前協議として下記の「登録票」に必要事項を記入の上、下記に定める期間内に提出いただくようお願いいたします。また、登録票補足資料として、「事業概要資料」の作成にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。事業概要資料については、国土交通省のホームページでの公表や講演等で活用される場合がございますのでご承知おき願います。

なお、本支援事業は、今年度 6 月に公表した上下水道 DX 推進検討会の最終とりまとめにおいて、水道の共通プラットフォームの導入事業者数を令和 9 年度までに倍増すること

を上下水道DX推進に向けたKPIとして設定したことに伴い、採択基準について導入事業の開始時期を令和7年度から令和9年度までに延長しましたので、お知らせいたします。なお、予算編成等の都合上、来年度以降の財政支援を必ずしもお約束するものではないことを申し添えます。

(1) 水道情報活用システム導入支援事業の採択基準

次のいずれにも該当する事業であること。

- ① 導入支援事業の募集に登録し、標準仕様に基づくシステムの先進的導入に参加すること。
- ② 令和9年度までに水道情報活用システムの導入事業を開始すること。
- ③ 複数の事業者間システム又はアプリケーションを対象とする連携によりデータの利活用を図ること。

(2) 令和8年度水道情報活用システムの導入支援事業の登録

提出内容：登録票(別添1)

事業概要資料(別添2)

提出方法：登録票および事業概要資料を「3. 提出先・問い合わせ先」の提出先まで提出してください。なお、メールの件名に【令和8年度水道情報活用システム導入支援事業登録】と追加ください。

提出期限：令和7年10月15日(水)【厳守】

(3) 添付資料

別添1 令和8年度水道情報活用システム導入支援事業 登録票

別添2 事業概要資料例

別添3 水道情報活用システム導入支援事業の概要

別添4 複数のシステム又はアプリケーションを対象とする連携例について

2. (水道情報活用システムを除く) 上下水道 DX 推進事業について

上下水道 DX 推進事業（「水道情報活用システムを除くその他 DX 等を用いるもの（その他 DX）」、「DX 等を用いない新技術を用いるもの（新技術）」）の新規採択を目指す水道事業者等におかれましては、「上下水道 DX 推進事業 事前協議要領」に定める「エントリーシート」に必要事項を記入の上、下記に定める期間内に提出し、事前協議を実施するようお願いいたします。

また、上下水道一体で取り組めるように制度拡充を行っておりますので、各水道事業者等におかれましては、下水道事業者に周知し、相談・調整の上、提出いただきますようお願いいたします。

なお、既に採択済みの案件においても、事業内容の変更等が生じた際には、本要領をもとに協議と変更の承認を行っていただくようお願いいたします。

(1) (水道情報活用システムを除く) 上下水道 DX 推進事業の採択基準

DX などの新技術を用いた業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る施設整備を行う事業であること。

詳細については、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業 実施要綱」「上下水道 DX 推進事業 事前協議要領」をご確認ください。

なお、上下水道一体で取り組むことも可能ですので、下水道事業者とも相談・調整いただきますようお願いいたします。

(2) 令和 8 年度上下水道 DX 推進事業のエントリー

提出内容：エントリーシート（別添 6）

提出方法：事前協議要領をご参照いただき、エントリーシート様式に必要事項を記入のうえ、「3. 提出先・問い合わせ先」の提出先まで提出してください。なお、メールの件名に【上下水道 DX 推進事業エントリー】と追加ください。

提出期限：令和 7 年 10 月 15 日（水）【厳守】

※ エントリーシート等、資料が整い次第、エントリーをお願いします。〆切時期にエントリーが集中することが予想されるところ、事前協議の平準化にご協力をお願いします。

(3) 添付資料

別添 5 上下水道 DX 推進事業 事前協議要領

別添 6 エントリーシート様式

3. 提出先・問い合わせ先

(1) 提出先

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管内の水道事業者等の提出資料のとりまとめをお願いいたします。

国土交通大臣認可事業者におかれましては、各地方整備局等水道担当あてに、メールにて提出をお願いします。

※ 国土交通省各地方整備局等水道担当の連絡先については別途案内しているものをご参照ください。

※ 地方整備局等には北海道開発局と内閣府沖縄総合事務局を含みます。

(2) 問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

メールアドレス： hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp

電 話： 03-5253-8111（内線 34407、34416）

担 当： 吉川、島見、蓼沼

※ 水道情報活用システムの導入に関する技術的な質疑については、下記宛先へお問い合わせください。

水道情報活用システム標準仕様研究会

研究会事務局ウェブサイト：<https://www.j-wpf.jp>

メールアドレス： suidou@wssp.or.jp

電 話： 03-3216-3702

以上